

羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 12 月

東京都羽村市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 総論	
1 新型インフルエンザ等対策の基本方針・・・・・・・・	3
2 対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等・・・・・・・・	5
4 発生段階の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 対策実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2章 対策推進のための役割分担と体制	
1 基本的な役割・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2 市の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第3章 対策の基本項目	
1 情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2 情報提供と共有・・・・・・・・・・・・・・・・	16
3 市民相談・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・	20
6 医療・・・・・・・・・・・・・・・・	23
7 市民生活及び経済活動の安定の確保・・・・・・・・	24
第4章 各段階における対策	
未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1 情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2 情報提供と共有・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3 市民相談・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・	27
5 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・	27
6 医療・・・・・・・・・・・・・・・・	27
7 市民生活及び経済活動の安定の確保・・・・・・・・	27
海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・	29
1 情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2 情報提供と共有・・・・・・・・・・・・・・・・	29
3 市民相談・・・・・・・・・・・・・・・・	30
4 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・	30
5 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・	30

6 医療・・・・・・・・・・・・・・・・	30
7 市民生活及び経済活動の安定の確保・・・・・・・・	31
国内発生早期（都内未発生） ・・・・・・・・	32
1 情報収集・・・・・・・・	32
2 情報提供と共有・・・・・・・・	32
3 市民相談・・・・・・・・	32
4 感染拡大防止・・・・・・・・	33
5 予防接種・・・・・・・・	33
6 医療・・・・・・・・	34
7 市民生活及び経済活動の安定の確保・・・・・・・・	34
都内発生早期 ・・・・・・・・	35
1 情報収集・・・・・・・・	35
2 情報提供と共有・・・・・・・・	35
3 市民相談・・・・・・・・	36
4 感染拡大防止・・・・・・・・	36
5 予防接種・・・・・・・・	36
6 医療・・・・・・・・	37
7 市民生活及び経済活動の安定の確保・・・・・・・・	37
都内感染期 ・・・・・・・・	38
1 情報収集・・・・・・・・	38
2 情報提供と共有・・・・・・・・	38
3 市民相談・・・・・・・・	39
4 感染拡大防止・・・・・・・・	39
5 予防接種・・・・・・・・	40
6 医療・・・・・・・・	40
7 市民生活及び経済活動の安定の確保・・・・・・・・	40
小康期 ・・・・・・・・	43
1 情報収集・・・・・・・・	43
2 情報提供と共有・・・・・・・・	43
3 市民相談・・・・・・・・	43
4 感染拡大防止・・・・・・・・	44
5 予防接種・・・・・・・・	44
6 医療・・・・・・・・	44
7 市民生活及び経済活動の安定の確保・・・・・・・・	44
用語解説 ・・・・・・・・	45

はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスと、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を保持していないため、世界的な大流行（パンデミック）となることから、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に大きな社会的影響をもたらすものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、これらの病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体の万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 国及び都の取組の経緯

国は、平成 17 年 11 月に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、部分的な改定を行ってきたが、平成 20 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」の施行により新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

こうした中、同年 4 月には新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となったが、この新型インフルエンザは、病原性が季節性並みに低かったにもかかわらず、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などがみられた。

国では、今後、病原性の高い新型インフルエンザなどが発生し、感染が拡大する場合に備えるために、このときに得た多くの知見や教訓等をもとに、対策の実効性をより高めるための法制的検討を重ね、平成 24 年 5 月に病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立した。

一方、東京都（以下「都」という。）は、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 17 年 12 月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 19 年 3 月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定したほか、平成 22 年 3 月には「都政の B C

P（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

また、平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、同年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、都は、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第 7 条に基づき、これまで策定してきた行動計画等を一本化し、新たに「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）の作成を行った。

都行動計画は、特措法に基づき、都の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び都が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものである。

3. 羽村市の行動計画の策定

羽村市（以下「市」という。）においては、国及び都で策定した新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、平成 22 年 3 月に「羽村市新型インフルエンザ対策行動計画」及び弱毒性の場合の対処要領を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、市は平成 25 年 7 月に羽村市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年羽村市条例第 27 号。以下「条例」という。）を制定した。「政府行動計画」や「都行動計画」を踏まえ、市は、新型インフルエンザ等発生時の危機管理に対応すべく、市が既に策定してきた「羽村市新型インフルエンザ対策行動計画」を改正し、特措法第 8 条に基づく市町村行動計画として、「羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「羽村市行動計画」という。）を作成し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針を示すものとする。

第1章 総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 策定根拠

羽村市行動計画は、特措法第8条に基づき策定する計画である。

(2) 市の各種計画等との整合性

羽村市行動計画の策定に際しては、羽村市第5次長期総合計画や羽村市地域防災計画など、関連する計画等との整合性を図る。

(3) 対象とする感染症

羽村市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ①感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ②感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(4) 計画の基本的考え方

羽村市行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び都行動計画との整合性を確保しつつ、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合には弾力的な運用ができるよう対策の選択肢を示したものである。

また、羽村市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する対策について、国、都、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び市民の役割を示すと同時に、連携した対策の推進を図る。

(5) 計画の推進

羽村市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れる。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、計画を検証し、市は、適時適切に行動計画の修正を行うとともに、計画の実効性を高め、具体的な対策とするため、マニュアルの作成や事業継続計画（BCP）の見直しなど、内容の充実を図る。

(6) 計画の改定

行動計画を改定した場合には、羽村市議会及び都知事に報告するとともに、公表する。

2. 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられないと考える。病原性が高く感染が拡大するおそれのある新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容量を超えてしまうことや事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主な目的として対策を講じていく必要がある。

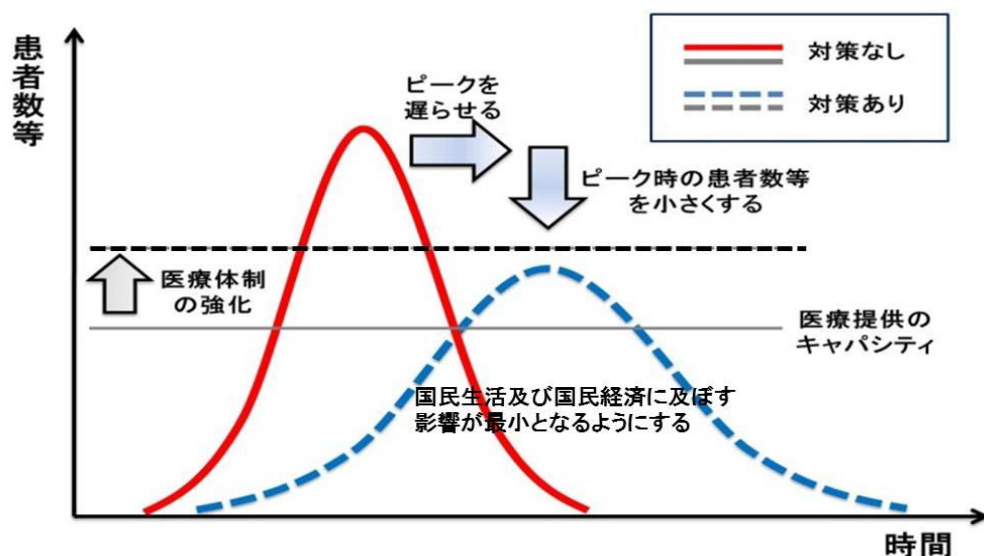
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ①感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造までの時間を確保する。
- ②流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること及び医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の許容量を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ①地域での感染拡大防止策等により、欠勤者数を減らす。
- ②事業継続計画（BCP）の作成・実施等により、医療の提供業務又は市民生活や経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月)

3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

羽村市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定を設定する必要があるが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態や、下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

そのほか、病原性についても高いものから低いものまでさまざまな場合があり得るため、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

被害想定の出発根拠については、現時点においても多くの議論があるが、羽村市行動計画を策定するに当たっては、現時点における科学的知見や、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に策定された都行動計画を参考に、市における被害を次のように想定した。

また、社会・経済的な影響の想定に関しても多くの議論はあるが、1つの例として、従業員本人のり患や家族等のり患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されている。

被害想定及び社会・経済的な影響の想定については、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

＜被害想定＞

区 分	国 民	都 民	市 民
り患割合	約 25%	約 30%	約 30%
患者数	1,300 万人 ～2,500 万人	3,785,000 人	16,912 人
健康被害	1 入院患者 53 万人～200 万人 2 死亡者 17 万人～64 万人	1 流行予測による被害	
		(1) 外来受診患者数	3,785,000 人 16,912 人
		(2) 入院患者数	291,200 人 1,301 人
		(3) 死亡者数(インフルエンザ関連死亡者数)※	14,100 人 63 人
		2 流行予測ピーク時の被害	
		(1) 1 日新規外来患者数	49,300 人 220 人
		(2) 1 日最大患者数	373,200 人 1,668 人
		(3) 1 日新規入院患者数	3,800 人 17 人
		(4) 1 日最大必要病床数	26,500 床 118 床

＜被害想定算出根拠＞

○羽村市の患者数

都行動計画に準じて市民（平成 26 年 4 月 1 日現在の人口：56,372 人）の 30% がり患すると仮定する。（政府行動計画では全人口の 25% がり患すると想定されている）

○羽村市の健康被害

▷ 流行予測による被害

外来受診患者数 都行動計画に準じてり患者すべてが医療機関を受診するものとする。

入院患者数 都行動計画の外来受診患者数に対する入院患者数の割合に準じて算出する。

死亡者数 都行動計画の入院患者数に対する死亡者数の割合に準じて算出する。

▷ ピーク時の健康被害

1 日新規外来患者数 都行動計画の外来受診患者数に対する 1 日新規外来患者数の割合に準じて算出する。

1 日最大患者数 都行動計画の外来受診患者数に対する 1 日最大患者数の割合に準じて算出する。

1 日新規入院患者数 都行動計画の入院患者数に対する 1 日新規入院患者数の割合に準じて算出する。

1 日最大必要病床数 都行動計画の入院患者数に対する 1 日最大必要病床数の割合に準じて算出する。

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

4. 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の発生段階に応じて講じるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

都行動計画においては、政府行動計画で定める地方の発生段階（未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期、小康期）区分に合わせた6区分を基本としている。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内未発生）、都内発生早期、都内感染期、小康期と定めている。また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、必要に応じて都は国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。なお、政府対策本部が都内を対象に特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、都対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

羽村市行動計画においては、都の行動計画に合わせ、①未発生期、②海外発生期、③国内発生早期、④都内発生早期、⑤都内感染期、⑥小康期の6つの区分とする。

発生段階の移行については、都の決定に応じて移行するものとする。なお、都対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置が決定された場合は、市対策本部も連携、協力する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

政府行動計画		都行動計画		羽村市 行動計画	状 態	
国	地方					
未発生期		未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内 発生 早期	地域 未発 生期	国内発生早期		国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域 発生 早期	都内発生早期		都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内 感 染 期	地 域 感 染 期	都 内 感 染 期	<医療体制> 第 1 ステージ (通常の院内体制)	都 内 感 染 期	都内で新 型インフ ルエンザ 等の患者 の接触歴 が疫学調 査で追え なくなっ た状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第 2 ステージ (院内体制の強化)			流行注意報発令レベル（10 人／定点）を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第 3 ステージ (緊急体制)			流行警報発令レベル（30 人／定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5. 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画・都行動計画及び羽村市行動計画又は事業継続計画（BCP）に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等への対策が的確かつ迅速に行えるよう万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１） 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することと

する。国及び都による医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校や興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、法令の根拠があることを前提として市民に十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２） 危機管理としての特措法の性格

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

（３） 関係機関相互の連携協力の確保

羽村市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、羽村市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「市本部長」という。）は東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都本部長」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができ、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととする。

（４） 記録の作成・保存

市は新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 対策推進のための役割分担と体制

1. 基本的な役割

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定する。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都の役割

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、感染症の発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市の役割

平常時には、羽村市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、市民への予防接種や生活支援など、羽村市行動計画で定めた対策を関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する

新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染防止策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。そのため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

（５）指定（地方）公共機関の役割

平常時には、指定（地方）公共機関は新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

（６）登録事業者の役割

登録事業者とは、「医療の提供の業務」及び「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）である。新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務が継続するよう努め、国、都及び市の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

（７）一般事業者の役割

平常時には、事業者は新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防対策や体制の整備に努める。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、必要に応じて一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業については、特措法に基づく感染防止のための措置の徹底に努める。

（８）市民の役割

平常時は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時に取るべき行動など、知識

を得て理解するように努めるとともに、季節性インフルエンザにおいても実施している、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染予防対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人でも食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、都及び市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防対策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2. 市の実施体制

特措法に基づき、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、市は直ちに条例で定めた「市対策本部」を設置し、都対策本部と連携するなど、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野の専門的知見が求められることから、国及び都からの情報に留意し、必要に応じて医学・公衆衛生の学識経験者からの意見を聴き、迅速かつ的確な対応を検討する。国の新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（以下「緊急事態解除宣言」という。）が行われた時点で「市対策本部」を廃止する。

また、福祉健康部長は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合も、必要に応じて関係各課によって構成される羽村市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を設置することができる。市連絡会議では、庁内における情報の共有化を図るとともに、国の基本的対処方針に基づく新型インフルエンザ等への対策を推進する。

さらに、国内で患者が発生した場合には、国の緊急事態宣言前であっても、必要に応じて市対策本部を設置することができる。

（１）市対策本部の構成

① 組織及び職員

ア 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括する。

イ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

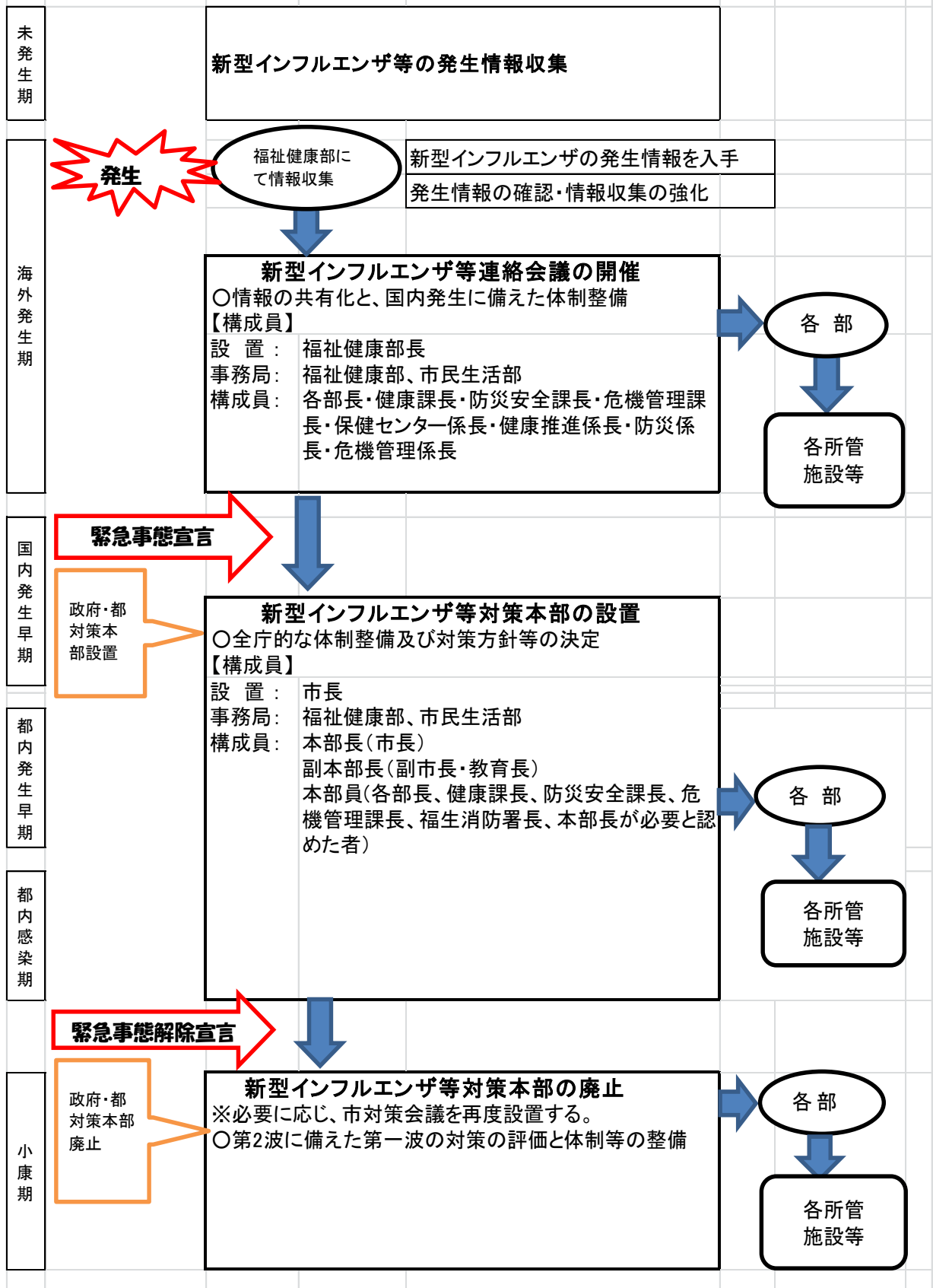
ウ 本部員は、各部長、健康課長、防災安全課長、危機管理課長、並びに福生消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。

エ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

② 市対策本部会議

ア 本部長は必要に応じ市対策本部の会議を招集する。

<羽村市の危機管理体制>



(2) 市対策本部各部の主な役割

部名	主 な 役 割
議会事務局	・ 議会との連絡調整に関する事 ・ 他部署の応援に関する事
企画総務部	・ 報道機関への対応に関する事 ・ 広報などの情報提供、集約に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 ・ 国、都及び他自治体との連携に関する事 ・ 情報の収集、伝達及び処理に関する事 ・ 市職員の感染予防・サービス・り患状況に関する事 ・ 市職員の予防接種（特定接種）の調整に関する事 ・ 他部署の応援に関する事
財務部	・ 市所有の車両の活用に関する事 ・ 緊急時の新型インフルエンザ等対策物品契約に関する事 ・ 緊急時の新型インフルエンザ等対策物品の予算措置に関する事 ・ 他部署の応援に関する事
市民生活部	・ 戸籍などの届出窓口の確保に関する事 ・ 火葬・埋葬許可に関する事 ・ 地域団体・関係団体等との連絡調整に関する事 ・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関する事 ・ 新型インフルエンザ等連絡会議の開催に関する事 ・ 各部の連絡調整に関する事 ・ 公共交通機関への注意喚起に関する事 ・ 関係機関（消防等）との連絡及び情報共有に関する事 ・ 在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事
産業環境部	・ 食料品・生活必需品の確保に関する事 ・ 生活関連物資等に関する情報収集、要請に関する事 ・ 経済関係団体、関係諸団体との連絡に関する事 ・ ごみの排出抑制に関する事 ・ ごみの収集に関する事 ・ 火葬場の運営・維持・連絡に関する事 ・ 遺体安置所の設置、運用に関する事 ・ 他部署の応援に関する事

部名	主 な 役 割
福祉健康部	・ 社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事 ・ 社会福祉施設の感染予防に関する事 ・ 在宅の高齢者・障害のある人など要配慮者支援に関する事 ・ 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 ・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関する事 ・ 新型インフルエンザ等連絡会議の開催に関する事 ・ 各部の連絡調整に関する事 ・ 関係機関（保健所）との連絡調整に関する事 ・ 市内の医療機関等との連絡調整に関する事 ・ 新型インフルエンザ等への健康相談に関する事 ・ 医療体制に関する事 ・ 予防接種（住民接種、特定接種）の実施に関する事
子ども家庭部	・ 保育園、幼稚園等における感染予防に関する事 ・ 保育園、幼稚園等における感染状況の把握に関する事 ・ 保育園、幼稚園等の休園措置に関する事 ・ 学童クラブ、児童館等における感染予防に関する事 ・ 学童クラブ、児童館等における休館措置に関する事 ・ 他部署の応援に関する事
建設部	・ 下水道の維持に関する事 ・ 公園等の休園措置に関する事 ・ 他部署の応援に関する事
都市整備部	・ 他部署の応援に関する事
水道事務所	・ 水道の維持に関する事 ・ 他部署の応援に関する事
会計課	・ 対策に必要な現金及び物品の出納に関する事 ・ 他部署の応援に関する事
生涯学習部	・ 小中学校における感染予防に関する事 ・ 小中学校における感染状況の把握に関する事 ・ 小中学校等の休校措置に関する事 ・ 生涯学習施設における感染予防に関する事 ・ 生涯学習施設の休館措置に関する事 ・ 他部署の応援に関する事
選挙管理委員会	・ 他部署の応援に関する事
監査委員事務局	・ 他部署の応援に関する事

※市民生活を維持するために必要最低限の役割になります。

第3章 対策の基本項目

羽村市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主な目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、以下の7項目に分けて、具体的な対策を定める。

1. 情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するために、サーベイランス体制を確立し、国内外の情報を速やかに収集・分析する必要がある。都はサーベイランス体制を、海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までと、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階までと分けて、発生段階に応じて切り替えていく。

市は、サーベイランスの役割を担っていないことから、国及び都の情報提供から新型インフルエンザ等の情報を積極的に収集するとともに、国及び都等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

2. 情報提供と共有

国、都、市、医療機関、事業者及び市民が役割を認識し、判断し適切な行動をとるためには、各発生段階において、正確で迅速な情報提供、及びコミュニケーションが重要である。そのため、国及び都のサーベイランスにより把握された情報は、必要に応じて関係機関等に提供していく。

(1) 情報提供手段の確保

市民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。外国人、障害のある人など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報を提供することが必要である。情報の提供はインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

(2) 発生前における市民への情報提供

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防対策について周知を図ることが重要であり、市民が感染予防対策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等は誰もがかり患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓

発をしていくことが重要である。

このため、リーフレット、市公式サイト等により、新型インフルエンザ等の感染予防対策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

（３）発生時における市民等への情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内及び市内における感染状況、予防対策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等について、市公式サイト等へ記事を掲載するなど、迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、感染者への誹謗中傷が起きないように十分配慮する。

（４）情報集約・報道発表

新型インフルエンザ等の発生時には、各部署における情報を集約化し、一元的に管理する。なお、公表する情報は、国及び都に準ずるが、個人情報保護の観点から、個人が特定されないよう配慮する。

（５）庁内における情報共有

情報の提供に当たっては、情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する必要がある。そのため、それぞれの部門がどのような情報を保有しているかを確認し、共有化を図る必要があることから、市対策本部により、情報を共有していく。

また、発信した情報に対し、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、発信した情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に生かしていく。

（６）医療機関等との情報共有

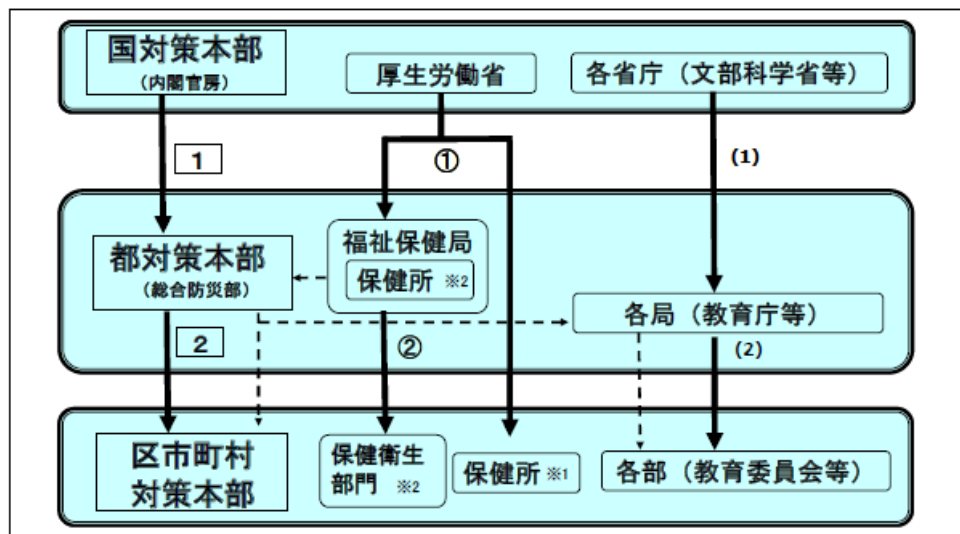
平常時から医師会、歯科医師会、薬剤師会等との情報の共有化を図り、新型インフルエンザ等発生時の医療供給体制を構築しておく必要がある。

また、都と連携し、「西多摩健康管理対策協議会（感染症地域医療体制ブロック協議会）」（以下、「西多摩健康管理対策協議会」という。）（西多摩保健所所管）での情報の共有化を図る。

（７）関係機関等との情報共有

指定（地方）公共機関等の関係機関とは、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって相互に協力、連携する必要があることから、平常時から情報の共有化を図るとともに、発生時には緊密な連携がとれる準備を進める。

< 新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等） >



※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）

※2 ※1以外の市町村

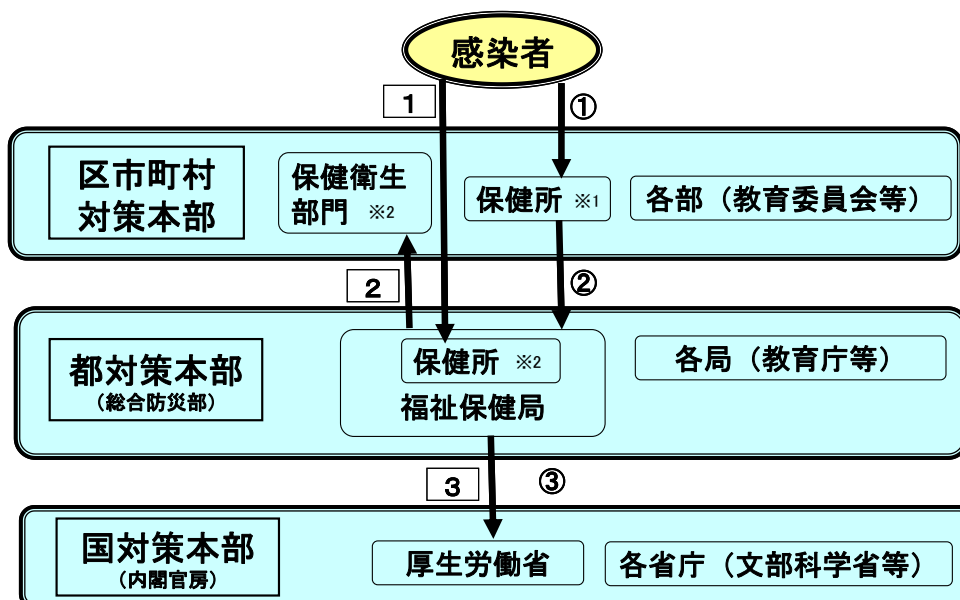
1→2 内閣官房からの情報の流れ

①→② 厚生労働省からの情報の流れ

(1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ

-----> 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

< 新型インフルエンザ等に関する感染症に関する市町村との情報の流れ >



1→2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ

①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 11 月）

3. 市民相談

市は、市民の不安を解消し、適切な感染予防対策を促し、感染拡大を防止するため、最新の情報や感染予防対策、医療機関への受診方法などの健康に関する相談のほか、生活全般の相談などについても各部で対応する。

また、イベント等の休止・中止等の措置が取られた場合の問い合わせに関しては、各所管課により、適切な対応を行う。

都においても、都民の不安を解消し、適切な感染予防対策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期には、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う。保健所開庁時間は西多摩保健所に設置され、夜間・休日については保健所共同の相談センターが設置され、24 時間対応をする。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

4. 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めるために、市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

感染拡大防止策は、個人対策や地域対策、予防接種、職場対策などの複数の対策を組み合わせて行う。これらの対策は、市民の行動を制限することや、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、その効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定し、又は実施している対策の縮小・中止を行う。

（１）個人等における対応

個人における対策については、国内発生早期の段階から、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染予防対策を実施するよう促す。

また、都は新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請を行う。

（２）学校等における対応

① 小中学校

新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童・生徒への対応については、西多摩保健所の指示による医療機関への搬送（都内発生期）、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、西多摩保健所へ報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

② 社会福祉施設等

市は、各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

（３）施設の使用及び催物の開催制限等

① 事業者

市は、事業者に対して、従業員の感染予防対策の励行などの健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼びかけ、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

また、平常時から新型インフルエンザ等発生時における感染拡大防止策の協力を求めることや、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを市民や事業者へ周知する。

② 市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、市が率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

また、行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう工夫し、郵便、メール、FAX等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

さらに、市の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

5. 予防接種

（１）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるこ

とにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

（２）特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府新型インフルエンザ等対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

- ①登録事業者のうち「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員や地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえ、特措法上、高い公益性・公共性が認められる者が対象となり、その基準として①医療関係者②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対しては、所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。

（３）住民接種

特措法において新型インフルエンザ等緊急事態措置の 1 つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

なお、住民接種は市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を行うこととなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

＜住民接種の接種順位に関する基本的考え方＞

- ①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ②特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
 - b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - c 成人・若年者
 - d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- ⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑥なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ⑦ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成25年6月）

6. 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速に感染が拡大し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、最も重要な対策である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

市は、平常時には、西多摩健康管理対策協議会（西多摩保健所所管）に参画し、新型インフルエンザ等が発生した際についての協議に参加し、西多摩地域の自治体や西多摩保健所などの関係機関との円滑な連携を図り、医療体制の構築を推進する。

新型インフルエンザ等発生時、海外発生期から都内発生早期までは、新型インフルエンザのり患が疑われる患者は、新型インフルエンザ相談センターで振り分けられ、都があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来を受診し、診察が行われ、東京都健康安全研究センターでウイルス検査が行われる。検査結果が陽性の場合には、感染症法に基づき、重症度にかかわらず感染症指定医療機関へ移送され入院治療が行われる。

都内感染期以降においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診し、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、都は特措法第 48 条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

市は、国及び都において決定される発生段階の移行に関する情報収集を行い、迅速に市民に情報提供するとともに、発生段階に応じた医療機関の役割分担や受診方法について市民をはじめ関係機関に周知する。

<発生段階ごとの医療提供体制>

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) → 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院					・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用			
			感染症指定医療機関	一般医療機関への入院または自宅療養					

出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 11 月）

7. 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、市、都、医療機関等、事業者及び市民は、事前に十分な準備を行うことが必要である。

(1) 市民生活の安定の確保

① 個人備蓄について

新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることが想定される。平常時より、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、最低限2週間程度の食料品・生活必需品等を備蓄しておくよう啓発する。

② ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等が発生し、平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について、状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

③ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速にわかりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 支援を必要とする高齢者世帯、障害のある人の世帯等の支援

市は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、障害のある人の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立化や、生活に支障をきたすおそれがある世帯の把握を行い、必要に応じて関係団体や地域住民団体に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える連絡体制を構築していく。

(3) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意しながら、火葬場を可能な限り稼働させるよう要請し、遺体からの感染防止を行う。

市で発行する「死体火葬許可証」については、「一類感染症等」と明記するとともに、迅速に発行できるよう体制を整備する。「死体火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定「埋火葬手続きの特例」に基づき「死

亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

（４）市役所機能の維持

平常時においては、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市における各種事業の継続ができるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）の見直しを行う。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、マスク、個人防護具やその他必要な物資及び資材の備蓄、施設・設備の整備等を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障なく市政を継続するため、あらかじめ策定した事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき対応を行うが、職員の健康管理として、以下の内容を基本とする。

- ①手洗いの徹底など感染予防対策の励行と自己の健康管理に十分留意する。
- ②発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。
- ③上記の対応について、全職員に対し感染予防対策を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

第4章 各段階における対策

未 発 生 期	○新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
---------	---

◇ 目 的

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 国及び都等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

◇ 対策の考え方

- 都や近隣市町村、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生時に備えて情報交換や連携体制の構築等を推進する。
- 市民及び事業者との共通の認識を図るため、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して継続的な情報提供を行う。

1. 情報収集

- (1) 市は国及び都の発表する新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報について積極的に収集を行う。
- (2) 市は国及び都が行う通常のサーベイランスの情報である季節性インフルエンザ等についての全国的な流行状況の情報を把握する。

2. 情報提供と共有

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報は、広報はむら、市公式サイト、メール配信サービス等、多種多様な広報手段が取れるよう、あらかじめ検討し、整備する。
- (2) 新型インフルエンザ等の基本的知識や一般的な予防、個人や家庭における食料品や生活必需品の備蓄の必要性などについて、市民へ情報提供する。
- (3) 市内に居住する高齢者、障害のある人及び外国人などさまざまな対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報の実施方法等について検討する。
- (4) 関係機関との情報共有
 - ①市内施設や関係機関等に市行動計画への理解と協力を求めるとともに、随時、情報提供を行うことができるよう庁内の体制を整備する。
 - ②市内施設や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に必要な対応を図れるよう、連絡体制を整備する。
 - ③市内医療機関等に対し、迅速な情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力要請を行う。

3. 市民相談

新型インフルエンザ等の発生に備え、増加する相談に対応するため、各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制を整備する。

4. 感染拡大防止

- (1) 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図る。
- (2) 校医や園医等と連携し、学校、学童クラブ、幼稚園・保育園等及び高齢者、障害のある人等の社会福祉施設などにおけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防対策を周知し、発生時に備える。

5. 予防接種

- (1) 特定接種
 - ①市職員の対象者に対する特定接種に向けた接種体制の構築を図る。
 - ②国からの協力依頼に基づき、登録事業者の登録事務について協力する。
- (2) 住民接種

市民に対する予防接種体制の構築を図るため、市医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種場所、接種時期、予約方法など、具体的な実施方法について検討する。

6. 医療

市は、平常時には、西多摩健康管理対策協議会（西多摩保健所所管）に参画し、新型インフルエンザ等が発生した際についての協議に参加し、発生時の地域における医療体制の確保のため、地域の関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。

市は、市内の全ての医療機関等において院内感染防止策が進むよう、都が行う研修等の情報提供を行う。また、国及び都からの新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供を市内医療機関に行う。

7. 市民生活及び経済活動の安定の確保

- (1) 要配慮者の支援

国及び都と連携し、都内感染期における在宅高齢者、障害のある人等の要配慮者への生活支援（訪問、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともに、その具体的な方法について整備する。
- (2) 市民生活の安定確保

個人や家庭における食料品や生活必需品の備蓄の必要性について普及啓発する。
- (3) 市役所機能の維持

市役所機能の事業継続ができるよう、事業継続計画（BCP）を見直し、物資・資

材の備蓄等を行う。また、職員に対する感染症予防対策の徹底を図る。

(4) 火葬体制の整備

火葬場の火葬能力を把握し、火葬を円滑に行うための体制を整備する。また、一時的に遺体を安置できる施設等についての検討を行う。

海外発生期	○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、さまざまな状況
-------	---

◇ 目 的

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 都内発生に備えて体制の整備を行う。

◇ 対策の考え方

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる準備をする。
- 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 都（市）内発生した場合には早期に発見できるよう、情報収集体制を強化する。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（市）内発生に備え、都（市）内で発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、市内医療機関等や事業者及び市民に準備を促す。
- 国及び都から提供される検疫等の情報を基に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び経済活動の安定の確保のための準備、特定接種の実施及び協力等、都（市）内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1. 情報収集

国及び都、マスコミ報道等を通じて、海外での新型インフルエンザ等発生状況等を積極的に把握する。

2. 情報提供と共有

- （１）新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防対策、相談体制などについて、広報はむら、市公式サイト、メール配信サービス等あらかじめ定めた媒体を使い広報する。
- （２）市内に居住する高齢者、障害のある人及び外国人等に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- （３）学校、福祉施設、学童クラブ、幼稚園・保育園等を通じて新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

(4) 関係機関への情報提供

- ①高齢者施設等の社会福祉施設や介護保険サービス事業者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- ②市内医療機関及び関係機関等に対し、情報提供を行う。

3. 市民相談

- (1) 西多摩保健所は新型インフルエンザ相談センター（電話相談）を開設する。また、夜間・休日においては、保健所が共同で相談センターを設置することとなっている。これらの設置情報や市民向けの質疑応答集などについて、市民への周知の準備を行う。
- (2) 新型インフルエンザ相談センターは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、保健医療に関する一般相談に対応する。

4. 感染拡大防止

- (1) 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の注意喚起を行う。
- (2) 校医や園医等と連携し、学校、学童クラブ、幼稚園・保育園等及び高齢者、障害のある者等の社会福祉施設などにおけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防対策の注意喚起を行う。

5. 予防接種

(1) 特定接種

国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第 28 条に基づき、国の基本的対処方針によって、市職員の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。

(2) 住民接種

国及び都と連携し、接種体制の準備を行う。

6. 医療

市は都と連携して、院内感染防止策等、必要な情報を医療機関に提供する。

都の要請を受けて、感染症診療協力医療機関（非公開）は、新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザ相談センターより案内を受けた新型インフルエンザのり患が疑われる患者の診察が行われ、東京都健康安全研究センターでウイルス検査が行われる。検査の結果、陽性と判明した場合、患者は重症度に関わらず感染症指定医療機

関に移送され入院する。

7. 市民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要配慮者の支援

新型インフルエンザ等の海外発生が確認されたことを要配慮者や協力者・支援者へ周知する。

(2) 市民生活の安定確保

個人や家庭における食料品や生活必需品の備蓄の必要性について普及啓発する。

(3) 市役所機能の維持

市役所機能の事業継続ができるよう、職員に対し、事業継続計画（BCP）を周知・徹底し、物資・資材の備蓄等を行う。また、職員に対する感染症予防対策の徹底を図る。

(4) 火葬体制の整備

火葬場の火葬能力を把握し、火葬を円滑に行うための体制を整備する。また、一時的に遺体を安置できる施設等についての具体的な検討を行う。

国内発生早期 (都内未発生)	○都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態（都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態）
-----------------------	---

◇ 目 的

- 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。

◇ 対策の考え方

- 都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、市民がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

1. 情報収集

国内での新型インフルエンザ等の発生、及び政府対策本部・都の国内発生早期への対策の移行についての情報を把握する。

2. 情報提供と共有

- （１）新型インフルエンザ等の基本的知識、患者等の発生状況、感染予防対策、相談体制などの最新情報を市民に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。
- （２）市内に居住する高齢者、障害のある人及び外国人等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- （３）学校、福祉施設、学童クラブ、幼稚園・保育園等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- （４）関係機関への情報提供
 - ①高齢者施設等の社会福祉施設や介護保険サービス事業者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
 - ②市内医療機関及び関係機関等に対し、迅速な情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を依頼する。

3. 市民相談

- （１）市民に対し、新型インフルエンザ相談センター（電話相談）の設置情報等を周知する。
- （２）引き続き、新型インフルエンザ相談センターは、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、保健医療に関する一般相談に対応する。
- （３）健康に関する相談以外のさまざまな問い合わせに対応するため、各部に寄せられ

た相談内容を共有し、相談の多い問い合わせの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについて、市公式サイトで公表するなど、必要な対策を講じる。

- (4) 新型インフルエンザ等にかかる通常業務の問い合わせに関することは、引き続き、各部で対応する。

4. 感染拡大防止

- (1) 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を行うよう勧奨する。
- (2) 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。
- (3) 学童クラブ、幼稚園・保育園等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・園児についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市や園医との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。
- (4) 高齢者、障害のある人等の社会福祉施設は、新型インフルエンザ等の疑われる利用者及び施設職員等についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、利用者及び施設職員等へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。

5. 予防接種

(1) 特定接種

市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第 28 条に基づく特定接種を継続する。

(2) 住民接種

住民接種の順位に関する基本的な考え方や国の決定内容を確認し、ワクチンの供給が可能になり次第、市医師会等の協力を得て速やかに住民接種を開始する。

①国の緊急事態宣言が行われていない場合

有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を実施する。

②国の緊急事態宣言が行われた場合

有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種を実施する。

6. 医療

市は都と連携して、院内感染防止策等、必要な情報を医療機関に提供する。

引き続き、新型インフルエンザ専門外来（感染症診療協力医療機関）において、新型インフルエンザ相談センターから案内された新型インフルエンザのり患が疑われる患者の診察が行われ、東京都健康安全研究センターでウイルス検査が行われる。検査の結果、陽性と判明した場合、患者は重症度に関わらず感染症指定医療機関に移送され入院する。

7. 市民生活及び経済活動の安定の確保

（１）要配慮者への支援

在宅高齢者及び障害のある人等、要配慮者となる対象世帯の把握と生活支援（訪問、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等についての準備を引き続き行う。

（２）市役所機能の維持

①市役所機能の事業継続ができるよう、職員に対して事業継続計画（ＢＣＰ）を周知徹底する。

②下水道事業やごみ処理事業等、生活に必要な市の事業を継続する。また、都内で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合の対応について確認する。

（３）火葬体制の整備

火葬場の事業者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

都内発生早期	○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態 (全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態)
--------	---

◇ 目 的

- 都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

◇ 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難だが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（市）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、都と連携・協力して積極的な感染拡大防止策等を取る。
- 市民に対し医療体制や感染拡大防止策について周知し、市民がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給及び体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1. 情報収集

- (1) 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内や都内での新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集する。
- (2) 学校、施設等から発生状況に関しての情報を収集する。

2. 情報提供と共有

- (1) 患者等の発生状況、感染予防対策、相談体制、受診時の注意等について市民に最新情報を提供する。
- (2) 市内に居住する高齢者、障害のある人及び外国人等に配慮して新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- (3) 学校、福祉施設、学童クラブ、幼稚園・保育園等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- (4) 関係機関への情報提供
 - ①高齢者施設等の社会福祉施設や介護保険サービス事業者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
 - ②市内医療機関及び関係機関等に対し、迅速な情報提供と都内発生時の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。
- (5) その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。

- (6) 国が都内を対象区域として緊急事態宣言をした場合は、都による施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事業者や市民等に事前に周知し、理解・協力を求める。

3. 市民相談

- (1) 市民に対し、新型インフルエンザ相談センター（電話相談）の設置情報等を周知する。
- (2) 引き続き、新型インフルエンザ相談センターは新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、保健医療に関する一般相談に対応する。
- (3) 健康に関する相談以外のさまざまな問い合わせに対応するため、相談内容の共有と相談の多い問い合わせの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについては市公式サイトで公表するなど、必要な対策を講じる。
- (4) 新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせに関することは、引き続き、各部で対応する。

4. 感染拡大防止

- (1) 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を勧奨する。
- (2) 学校は、新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童・生徒への対応について、西多摩保健所の指示による医療機関への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、集団発生が見られ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖、休校）などの措置を講じる。
- (3) 学童クラブ、幼稚園・保育園等についても、市や園医と連携して、学校と同様の対応を行う。
- (4) 高齢者、障害のある人等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防対策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針や都の要請等に基づき実施する。

5. 予防接種

- (1) 特定接種

市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第 28 条に基づき特定接種を継続する。

(2) 住民接種

住民接種の順位に関する基本的な考え方や国の決定内容を確認し、ワクチンの供給が可能になり次第、市医師会等の協力を得て速やかに住民接種を実施する。

①国の緊急事態宣言が行われていない場合

国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続する。

②国の緊急事態宣言が行われた場合

国が決定した接種順位等に従い、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を継続する。

6. 医療

市は都と連携して、院内感染防止策等、必要な情報を医療機関に提供する。

引き続き、新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザ相談センターより案内を受けた新型インフルエンザのり患が疑われる患者の診察が行われ、東京都健康安全研究センターでウイルス検査が行われる。検査の結果、陽性と判明した場合、患者は重症度に関わらず感染症指定医療機関に移送され入院する。

7. 市民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要配慮者への支援

在宅高齢者及び障害のある人等、要配慮者となる対象世帯の把握と生活支援（訪問、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、西多摩保健所の指示による医療機関への搬送、死亡時の対応等の準備を引き続き行う。

(2) 市役所機能の維持

①下水道事業やごみ処理事業等、生活に必要な市の事業を継続する。

②限られた人員で市政を継続する事態に備え、応援体制を組む準備をする。

(3) 火葬体制の整備

火葬場の事業者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、遺体安置所の設置及び運用の準備を行う。

都内感染期	○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態 (全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができない状態)
-------	--

◇ 目 的

- 医療体制を維持する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 市民生活及び経済活動の影響を最小限に抑える。

◇ 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難なことから、対策を都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、都は市民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行い、市は都と連携・協力する。
- 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減する。
- 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるよう健康被害を最小限にとどめる。
- 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 住民接種については、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、国が実施する方針を決定した場合、住民接種については、ワクチンの供給及び体制が整い次第速やかに実施する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 情報収集

- (1) 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内等での新型インフルエンザ等発生状況や市内の受診状況及び医療提供状況等について引き続き情報収集する。
- (2) 学校、施設等から発生状況に関する情報を収集する。

2. 情報提供と共有

- (1) 新型インフルエンザ専門外来は終了となり、医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

- (2) 発生状況等の最新情報、感染予防対策等について、多様な広報手段を活用して市民に情報提供するとともに、市民や事業者には不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼びかける。さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。
- (3) 市内に居住する高齢者、障害のある人及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- (4) 学校、福祉施設、学童クラブ、幼稚園・保育園等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- (5) 関係機関への情報提供
医療機関及び関係機関等に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など、新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や治療に関する最新情報等について情報提供する。

3. 市民相談

- (1) 入院医療体制が転換し、新型インフルエンザ専門外来が終了するため、新型インフルエンザ相談センターは専門外来への案内を終了するが、保健医療に関する相談対応を引き続き行う。
- (2) 健康に関する相談以外のさまざまな問い合わせに対応するため、相談内容の共有と相談の多い問い合わせの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについては市公式サイトで公表するなど、必要な対策を講じる。
- (3) 新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせに関することは、市の代表電話と各部で対応する。

4. 感染拡大防止

- (1) 市は、市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼びかけ、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、さまざまなサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。
- (2) 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応とともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止を徹底する。
また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）する。
- (3) 学童クラブ、幼稚園・保育園等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・園児についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市や園との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止

に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所する。

(4) 高齢者、障害のある人等の社会福祉施設（通所）は、利用者及び施設職員等の感染予防対策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針や都の要請等に基づき実施する。

(5) 公共交通機関等に対し、利用者への咳エチケットの励行の呼びかけなど適切な感染予防対策を講じるよう要請する。

(6) 医療機関等での院内感染拡大防止策を強化するよう要請する。

5. 予防接種

(1) 特定接種

市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第 28 条に基づく特定接種を継続する。

(2) 住民接種

①国の緊急事態宣言が行われていない場合

有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を継続する。

②国の緊急事態宣言が行われた場合

有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種を継続する。

6. 医療

市は都と連携して、院内感染防止策等、必要な情報を医療機関に提供する。

また、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関等において、かかりつけ医が新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。なお、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受け入れが可能な医療機関への紹介又は搬送が行われる。

7. 市民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要配慮者への支援

①在宅高齢者及び障害のある人等の要配慮者への生活支援（訪問、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。

②要配慮者への支援について、関係団体や地域団体等、ボランティア、事業所等に

協力を要請する。

③食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、支援を必要とする要配慮者世帯に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。

④国及び都と連携し、関係団体や地域団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（訪問、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

在宅の高齢者、障害のある人等の要配慮者への生活支援（訪問、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握を引き続き実施する。

（２）市民等への要請

国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。事業者に対しては、都等と連携した上で食料品、生活必需品等の価格高騰や買占め、売り惜しみが生じないように、必要に応じた要請を行う。

また、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。

（３）市役所機能の維持

①下水道事業やごみ処理事業等、生活に必要な市の事業を継続する。また、市関連事業の休止や施設の貸出中止など、状況に応じた対応を行う。

②職員、職場の感染予防対策の徹底を行う。

③限られた人員で市政を継続する事態となった場合、事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき対応を行う。

（４）ごみの排出抑制

通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民及び事業者にごみの減量化を図るよう促す。

（５）火葬体制の整備

火葬体制の整備を図るため、火葬場の事業者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請し、死亡者が増加して火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体安置所の設置、運用を行う。

また、特に緊急の必要があると認められるときは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく埋火葬に係る手続きを行う。

（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条）

＜墓地、埋葬等に関する法律の手続きの特例＞

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月）

小 康 期	○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○大流行は一旦終息している状況
-------	---

◇ 目 的

○市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

◇ 対策の考え方

○新型インフルエンザ等は、一旦終息しても繰り返し発生する可能性があるため、新型インフルエンザ等の第二波の流行に備え、第一波に関する対策の評価を行うとともに、マスク、個人防護具などの調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。

○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。

○情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。

○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 情報収集

国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等の再流行について情報収集する。

2. 情報提供と共有

- (1) 国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除等について、市民等に情報提供する。
- (2) 流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等に関する情報を市民に提供するとともに、感染予防対策の継続等と呼びかける。
- (3) 市内に居住する高齢者、障害のある人及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- (4) 学校、福祉施設、学童クラブ、幼稚園・保育園等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- (5) 市内医療機関及び関係機関等に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波発生に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、市内医療機関及び関係機関等の現状を把握する。

3. 市民相談

市の代表電話や各部で受けてきた相談対応について、件数の減少に合わせ、拡充体制の縮小や廃止の検討を行う。保健所に設置した新型インフルエンザ相談センター及び夜

間休日の相談は状況に応じて終了となるため、設置に関する情報提供を終了する。

4. 感染拡大防止

流行の経過を踏まえた上で新たな発生や流行に備えて、感染拡大防止策の見直しを図り、必要な体制を整備する。また、国の基本的対処指針の変更に基つき、必要な感染症法の防疫措置を実施する。

なお、国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除等の情報を市民等に提供する。

5. 予防接種

流行の第二波に備え、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

6. 医療

医療機関等が、平常の医療サービスが提供できる体制に回復できるよう必要に応じて情報提供を行う。

7. 市民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要配慮者への支援

状況に応じ、平常時の体制に移行する。

(2) 遺体に対する適切な対応

遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。

(3) 対策の縮小・中止

国及び都等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止する。

(4) 市役所機能の回復

状況に応じ、平常時の体制に移行する。第二波に備えて事業継続計画（BCP）の検証や改定を行う。

用語解説

○新型インフルエンザ

感染症第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な感染拡大により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たずに、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことをいう。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の効果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病の感染拡大により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現である。

○感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会である。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関をいう。

○感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関をいう。（必要に応じて 1～2 日間程度の入院扱いを含む。）

○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。（特措法第 2 条第 6 項）

○新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）／インフルエンザ（H 1 N 1）2 0 0 9

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的な大流行となった H 1 N 1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H 1 N 1）2 0 0 9」としている。

○指定地方公共機関

都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、特措法第 2 条第 6 項で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（特措法第 2 条第 7 項）

○サーベイランス

疾患に関してさまざまな情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤（タミフル、リレンザなど）。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防対策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○指定行政機関

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関である。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

○登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。（特措法第 28 条第 1 項第 1 号）

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンである。（現在は H 5 N 1 亜型を用いて製造している。）

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンである。

○個人防護具

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 12 月

編集・発行 羽村市福祉健康部健康課

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 5-5-2

電話 042 (555) 1111 (内線 626)

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>